

『臨時休業中における学校施設の受け入れについてのお願い』

学校を使用する場合、事前に保護者からの連絡(日時)が必要です。

連絡がない場合、学校の保険『日本スポーツ振興センター災害共済給付制度』が適応されないため、ご家庭の自己責任となります。

★これは『日本スポーツ振興センター災害共済給付制度』の規定に「災害給付の対象になるのは一般的には、学校の管理下のもと、学校が作成した計画に基づき、参加する生徒を学校が事前に把握して行われるため。」